

意見書第4号

ゲノム編集食品に関する適切な表示等を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第13条により提出します。

令和5年6月22日

提出者 市議会議員 瓦川由美

提出者 市議会議員 二保茂則

提出者 市議会議員 藤木巧一

賛成者 市議会議員 徳永克子

賛成者 市議会議員 田中次子

行橋市議会議長 小原義和様

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、
内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）

ゲノム編集食品に関する適切な表示等を求める意見書

ゲノム編集とは、生物が持つゲノム（DNA内の遺伝子情報）上の狙った箇所を切断して突然変異を誘発し、生物の性質を変化させる技術です。

日本では2019年にゲノム編集食品の販売が解禁され、2021年9月には、ゲノム編集技術を用いて血圧上昇を抑えるアミノ酸の一種「GABA（ギャバ）」の含有量を数倍に高めた「GABAトマト」が販売されました。これらを取り扱う企業は、普及のために介護福祉施設や小学校へ苗の無料配布を計画しました。

政府はゲノム編集食品については、従来の育種技術を用いたものとの判別が科学的に困難であることなどを理由に、食品表示や安全性審査を法的に義務付けないとしています。

ゲノム編集食品は、健康維持を目指した食品やアレルギーが起きにくい食品の開発など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方、ゲノム編集の過程で、目的遺伝子以外のDNAが破壊される「オフターゲット作用」や、ゲノム編集した細胞と通常の細胞が混在することによる健康や環境への長期的な影響はわかっておらず、今後の知見の集積や社会的検証が必要です。

EUでは、ゲノム編集は遺伝子組み換え食品と同等のリスクを持ち得るとして、厳しい規制がかけられています。

以上のことから、ゲノム編集食品においては、消費者の知る権利や選択する機会を確保するため、安全性審査の実施や、その表示等を含めた消費者への情報提供のあり方について下記のとおり要望します。

記

1. ゲノム編集については消費者に丁寧な説明を行うこと
2. ゲノム編集技術で作られた作物等について、厚労省に届け出を実施し、安全性審査を行うこと
3. ゲノム編集技術で作られた作物等、及び、これを原料とする食品について表示をすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年6月22日

行 橋 市 議 会